

# 認知症高齢者グループホーム居住費助成の開始について

## 1 概要

認知症高齢者グループホームには、介護保険の負担限度額（居住費等の補足給付）のような低所得者のための負担軽減策がないことから、認知症高齢者グループホームに入居する低所得者に対して、本市独自の制度として居住費の一部助成を開始するもの。

## 2 対象者

所得要件	市町村民税非課税世帯で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等の収入額及び非課税年金収入額の合計が 80 万円以下であること（生活保護受給者等は除く） ※別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も市町村民税非課税であること
資産要件	預貯金等が一定額以下（単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円）であること

## 3 助成額

居住費（家賃・光熱水費）について、月額 20,000 円を上限として助成する。

## 4 助成のながれ

- ①助成対象者はあらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、発行された認定証を、利用している認知症高齢者グループホーム事業所へ提示する。
- ②助成額の支払いは、原則、認知症高齢者グループホーム事業所への現物給付（市から事業所へ助成額を支払い、助成額を除いた居住費を利用者が負担）とする。

## 5 開始予定時期

平成 30 年 1 月

※事業所への助成額の支払いは、愛知県国民健康保険団体連合会への介護給付費の請求が確定するサービス提供月の 2 か月後を予定。